2024.8.29 kai

資本論 第一巻 資本の生産過程

第七編 資本の蓄積過程

第二十四章 いわゆる本源的蓄積

第三節 一五世紀末以来の被収奪者にたいする血の立法。労働賃金引き下げのための諸法律

第四節 資本家的借地農業者の生成

第五節 工業への農業革命の反作用。産業資本のための国内市場の形成

※第一節 本源的蓄積の秘密

・資本主義的生産様式の出発点である「本源的蓄積」。

・本源的蓄積は、生産者と生産手段との歴史的分離過程であり、二つの異なった種類の商品生産者⇒一方に 貨幣、生産手段、生活手段の所有者、他方に自由な労働者への分離を前提とする。

※第二節 農村住民からの土地の収奪

- ・15 世紀末~16 世紀初頭――多数のプロレタリアートが発生
- ・16世紀――教会領による土地奪取
- ・18世紀――17世紀の終わりまで存在した独立農民や農村労働者による共同用地が消滅
- ・名誉革命後――資本家的貨殖家たちによる国有地・共同地の奪取
- ・18世紀初め――国家権力による牧草地へ転換のための土地の奪取

「教会所領の掠奪、国有地の詐欺的譲渡、共同地の窃取、横領的で仮借のない暴行をもって行なわれた封建的および氏族的所有の近代的私有への転化、それは、いずれも本源的蓄積の牧歌的方法だった。それらは、<u>資本主義的農業のために活動領域を征服し、土地を資本に合体させ、都市工業の必要とする無保護なプロレタリアートの供</u>給を、創出したのである。」

■第三節 一五世紀末以来の被収奪者にたいする血の立法。労働賃金引き下げのための諸法律

●血の立法

・1530年 乞食となると鑑札がつけられる。

浮浪者は鞭打ちと禁固処分のあと帰郷させられ強制労働をさせる。

- ・1547年 労働を拒否した者を告発者の奴隷にする。
- ・1572年 鑑札を持たない乞食に焼印を押したり死刑にしたりする。

≪労賃に関する法律≫

・1349年 「労働者規定法」で労働日の延長を強要。

法定賃金を決め、それより高い賃金を払うことを禁止。

また、同じころ、労働者が賃金を要求して団結することも禁止された。

◆土地から追い出された農村民は、都市へ流れ込む。

しかし、仕事につくことは難しく、浮浪者や盗賊、乞食になってしまう人が続出した。

そのため、王族や貴族たちは新しい法律をつくり、彼らを取り締まり、強制的に労働させる「血の立法」を制定した。この「血の立法」により、土地から追い出された農村民は資本主義の搾取のしくみに組み込まれていった。

1530年、仕事のない人は、乞食になると鑑札をつけられ、浮浪者は鞭打ちと禁固処分のあと帰郷させられ強制労働をさせるなど、重罰を課す法律が制定された。

その後も1547年には、労働を拒否した者を告発者の奴隷にする法律が、1572年には観察を持たない乞食に焼印を押したり死刑にしたりする法律ができたほか、グロテスクで凶暴な法律が王族や貴族たちによって制定された。

こうして土地を奪取され、追放され、浮浪者となった農民たちは、拷問によって賃労働制度に 必要な訓練を施(ほどこ)され、労働力以外、売るものがない労働者となったのである。

賃労者の労賃に関しては、もっと早くから「血の立法」が制定されていた。1349年、「労働者規定法」である。ここでは労働日の延長を強要しただけでなく、法廷賃金を決めそれより高い賃金を払うことを禁止していた。また、同じ頃、労働者が賃金を要求して団結することも禁止され、これは1871年6月29日の条例まで続いた。しかしこの条例においてもストライキに対する厳しい刑法が決定されたのである。

372 頁 9 行目

「封建家臣団の解体により、また発作的、暴力的な土地収奪によって放逐された人々、この無保護 なプロレタリアートは、それが産み出されたのと同じ速さでは、勃興しつつある工場手工業に吸収 されることができなかった。」

土地を奪われ、農村から都市に追われたプロレタリアートたちだが、資本主義生産体制は彼ら を全員受け入れるほど十分に発展していなかった。

「封建家臣団の解体により、また発作的、暴力的な土地収奪によって」

- ※第二節 農村住民からの土地の収奪
 - 15 世紀末~16 世紀初頭——多数のプロレタリアートが発生

 - 16世紀——教会領による土地奪取18世紀——17世紀の終わりまで存在した独立農民や農村労働者による共同用地が消滅
 - 名誉革命後——資本家的貨殖家たちによる国有地・共同地の奪取
 - 18 世紀初め――国家権力による牧草地へ転換のための土地の奪取

372 頁 3 行目

「教会所領の掠奪、国有地の詐欺的譲渡、共同地の窃取、横領的で仮借のない暴行をもって行なわ れた封建的および氏族的所有の近代的私有への転化、それは、いずれも本源的蓄積の牧歌的方 法だった。それらは、資本主義的農業のために活動領域を征服し、土地を資本に合体させ、都市 工業の必要とする無保護なプロレタリアートの供給を、創出したのである。」

※絶対王政——国王権は、群雄割拠する封建権力をおしつぶしながら確立されていった。 封建時代は、封建領主がそれぞれ独立した国家権力であった。「分散国家」 イギリス王権力とフランス王権力の権力闘争により、一人の国王のもとに全権力を集中する。 法王権をうち倒し、議会制度を否定しながら、専制的・絶対主義的王制の歴史がはじまる。

「発作的、暴力的な土地収奪」とは、……一人の国王のもとに、議会制度を否定しながら、専制 的・絶対主義的に行われる土地収奪のこと?

372 頁 13 行目

「それは一部は性癖からでもあったが、……環境の強制によるものだった。」

・性癖とは。人間の心理や、行動の性質上の偏(かたよ)りのことを意味する表現。

人間の心理や行動の中で表面化する偏りのこと。性的嗜好を意味する言葉として使 われることが多いが、熟語の意味としては、無意識にやってしまう行動。(パニック になると大声を出して怒鳴り散らしてしまう、等。)

373 頁 1 行目

「もはや存在しない旧来の諸関係のもとで労働を続けるか否かが、彼らの善意に懸るものと想定し たのである。」懸る(かかる=装置が作動して機能を発揮すること。)

・筑摩書房版訳「この法律は、彼らを『自ら好んでなった』犯罪人として扱い、善き意志さえあれ ば、もはや存在しない昔の環境で仕事をしつづけることもできるはずだとみな したのである。」

377 頁 2 行目

「一方の極には労働諸条件が資本として現われ、他方の極には自分の労働力以外には売るべきもの をもたない人間が現われるだけでは、充分でない。これらの人間が、自発的に自分を売るように強 制されるだけでも充分ではない。資本主義的生産の進行するにしたがって、教育、伝統、習慣によっ て、この生産様式の諸要求を、自明的な自然法則として認める労働者階級が発達してくる。成熟し た資本主義的生産過程の組織は、一切の抵抗を挫き(くじき=勢いをそぎ、弱らせる。おさえる。)、 相対的過剰人口の不断の生産は、労働需給の法則を、したがってまた労働賃金を資本の価値増殖欲 に適合する軌道内に保ち、経済的諸関係の無言の強制は、労働者にたいする資本家の支配を確証す る。経済外的、直接的強力(ごうりき・きょうりょく=強い力)もなお用いられはするが、それは例 外的であるにすぎない。事態がつねの如く進行するかぎり、労働者は『生産の自然法則』にまかされ うる。すなわち、生産諸条件そのものから発生し、これによって保証され、永久化される、彼の資本 への依存に、委(委する・いする=まかせる)されうる。資本主義的生産の歴史的生成期において は、これとは異なる。興起(こうき=勢いが盛<さか>んになること。)しつつあるブルジョアジー は、労働賃金を『調整する』ために、すなわち利殖に好都合な枠の中に押さえておくために、労働日 を延長し労働者自身を標準的な存在度に維持するために、国家権力を必要とし、利用する。これが、 いわゆる本源的蓄積の一つの本質的要素なのである。」

・角川選書「マルクス 資本論」佐々木隆治

「労働力商品の人格的担い手となるためには、生産手段を奪われ、自らの労働能力以外には商品として販売するものをもたない、という外的条件だけでは十分ではない。無所有者が資本の要求を自明なものとして受け入れ、自ら資本家に従属して労働することが必要となる。このような従属的態度は、多少、商品生産が発展し、貨幣が力をもつようになったからといって、自然に生まれてくるものではない。これまで、名義は封建領主のものであったとしても、事実上自分の土地をもち、自分の意志で労働していた人々が、わずかな賃金で労働力を売り渡し、他人の命令に従って労働するという新たな規律に従うことは容易ではなかった。それゆえ、賃労働に必要な従属的態度の形成は、国家暴力にもとづく規律訓練によってなされたのである。

このような規律訓練のための法律には、先に引用した労働の強制に加え、最高賃金を規制し、 それ以上の賃金を受け取った労働者を罰する法律、さらには労働者の団結にたいして重罪を科す 法律もあった。賃労働という特殊な形態での労働こそが資本主義的生産関係をたえず再生産する のであり、この賃労働に必要な規律を生み出すことは本源的蓄積にとって、農民の土地の収奪と 並ぶ、本質的な契機となるのである。」

• 超訳「資本論」的場昭弘

教育によって、労働者を再生産する力

こうして労働力商品以外に売るもののない者が出現したわけですが、これだけでは十分では ないわけです。最後のひと突きのために、教育、伝統、習慣などが総動員させられ、この生産様 式こそ自然なものである、と認めるように労働者階級の意識を形成する必要がありました。

ただし、資本主義の勃興期にはまだそこまでいきません。そのために強制的な暴力を執行する国家機関の手が必要です。

378 頁 13 行目

「これらの労働者法が、労働日の延長を強制しようとするかぎりでは、私はそれに立返らない、この点は前に(第八章第五節)論ぜられたからである。」

筑摩書房『資本論』「こうした労働者法が一日の労働時間の延長を強要しようとしていたことに ついては、すでに(第八章第五節)論じたので、ここでもう一度それに触れ ることはしない。」

(第八章 労働日 第五節 標準労働日のための闘争。一四世紀中葉より一七世紀末に至る労働日 延長のための強制法)

- ●イギリスでは 14 世紀半ばから 17 世紀末まで、国家が労働者を無理に働かせる法律があった。そこでは貧民を「理想的な救貧院=恐怖の家」に閉じ込め、毎日 14 時間の労働を行わせるという手段がとられていた。
- ●資本家たちは、労働者たちにはしっかりとした労働の義務を教えるべきだ。そうさせる役割が救貧院にあるとした。(働かないものが行く、恐怖の館=救貧院)この救貧院はやがて労働時間を減らす場所になっていくが、最初は強制的に働かせるための役割を負わされた。労働日延長を強制したのが国家であった。
- ●14 世紀から 17 世紀は「労働規制法」が施行されていたが、実情は規定時間以上の労働を させられていた。資本が国家権力を借りて労働者に対する労働日の延長を強制した。

■第四節 資本家的借地農業者の生成

- ●「土地所有者」「借地農業経営者」「農業労働者」の関係
- ・農村民から土地を奪った者→大土地所有者
- ・大土地所有者から土地を借りて、大規模な農業経営を始めた者→農業資本家

≪借地農業者が資本家となった契機≫

・農業革命

15世紀後半から16世紀全体にわたって続いた農業革命によって、借地農業者が富を手にした。

・貨幣の減価

16世紀に貴金属の価値=貨幣の価値が低落したことで労賃も低下し、労賃の一部が借地農業

利潤に加えられた。さらに当時は借地契約が長期だったため、支払わなければならない地代は旧来の貨幣価値で契約されていたので、労働者と土地所有者の両方から富を得た。

◆「資本家は最初はどこから来たのか? (384 頁 14 行目)

384 頁 15 行目

・「農村民の収奪は、直接には大土地所有者をつくり出すだけである。」

385 頁 10 行目

・「自分自身の資本を賃金労働者の使用によって価値増殖し、剰余生産物の一部を貨幣または現物で地代として地主に支払う本来の借地農業者が現れる。」

386 頁 10 行目

「借地農業者は、彼の賃金労働者と彼の地主とを同時に犠牲として、富をなした。」

386 頁 11 行目

・「16世紀末に、『資本家借地農業者』という一階級が存在した。」

• 超訳「資本論」的場昭弘

資本家はどこから来たのか?

労働者は農業から追い出されてできた。それでは資本家はどこから来たのか。 マルクスはひとつの前提として、借地農業者の発展を考える。

大土地所有者が増えるかたわらで、土地を借りて利潤を得る借地農業者の生成。

彼らが資本家の一部として富を形成したことは、間違いはない。

しかし、これはまだ、資本形成の出発点の問題であり、産業資本家の形成とは関係はない。

・角川選書「マルクス 資本論」佐々木隆治

*資本主義的借地農場経営者の生成

「当時〔16世紀〕は借地契約が長期で、99年にわたるものも多かった。貴金属の価値、したがってまた貨幣の価値が引き続き低落したということは、借地農業者のために黄金の果実を結んだ。この低落は、労賃を低落させた。労賃の一部分は借地農業利潤につけ加えられた。穀物や羊毛や肉類など、要するにすべての農業生産物の価格の継続的な上昇は、借地農業者がなにもしないでも彼の貨幣資本を膨張させたが、他方、彼が支払わなければならなかったた地代は以前の貨幣価値で契約されていた。こうして、借地農業者は、賃労働者と地主とを犠牲にして、富をなしたのである。だから、16世紀末のイングランドに当時の事情から見れば富裕な「資本家借地農業者」という一階級があったということは、少しも不思議ではないのである。」

■第五節 工業への農業革命の反作用。産業資本のための国内市場の形成

※農業と分離した大工業が国内市場を征服する

●農業と工業の関係

- ・農村労働者たちの出現で、農産物は農業資本家によって、販売されるようになる。⇒衣類やその他の原料などは、産業資本家から買うようになる。⇒借地農業者が経営する農業と、産業資本家が経営するマニュファクチュアは相互に市場を見出す。⇒農業から追い立てられた人は、労働者となり、借地農業者のもとで農業労働者となるか、そこにできたリンネル紡績工場などで働くようになる。⇒この工場が、大規模な機械性工業へと発展する。
- ◆自営で農業をしていた農民は、食料や衣料などの生活に必要なものは、大部分を自家生産して いた。
- ・農村労働者たちの出現で、農産物は農業資本家によって、販売されるようになる。
- ・農村労働者たちは、衣類やその他の原料などは、産業資本家から買わなければならなくなる。
- ・借地農業者が経営する農業と、産業資本家が経営するマニュファクチュアは、相互に市場を見出す。

391 頁 12 行目

「農村民の一部の収奪と放逐とは、労働者とともにその生活手段とその労働材料を産業資本のために遊離させるのみではなく、それはまた国内市場をつくり出す。」

- ・しかし、まだこの段階では、農村が産業資本のための国内市場を全面的に担うことはできず、それには、大規模な機械の導入が必要なのである。
- ・農業から追い立てられた人は、労働者となり、借地農業者のもとで農業労働者となるか、そこに できたリンネル紡績工場などで働くようになる。
- やがてこの工場が、大規模な機械性工業へと発展するのである。

394 頁 2 行目

「大工業が、はじめて機械をもって資本主義的農業の不変の基礎を与え、農村民の大多数を、根底から収奪し、家内的・農村的工業の根――紡績と織物――を引抜いて、農業とこれらの分離を完成するのである。したがって、産業資本のために全国内市場を征服するのもまた、大工業のはじめてなすところである。」

⇒農業と分離した大工業は、国内市場全体を征服するのである。

• 超訳「資本論」的場昭弘

農民が土地から追放される一方で、農業は生産性を上げるのですが、それは何といっても農業で行なわれた大規模な協業、生産手段の集積が、大土地所有化によって進んだからだといいます。そして労働者のための可変資本部分が形成されたのです。

他方、農業の余剰人口は土地から駆逐され、やがて借地農の日雇いか、そこにできたリンネル紡績工場などの労働者になりました。これまでのように農業の片手間の小さな工場制手工業ではなく、大規模な工場でつくられる機械制大工業へと発展します。

農村がそのまま市場となる

農業から駆逐された労働者が生まれることで、彼らの生活手段たる食糧、衣類をつくるための国内市場が形成された。

391 頁 12 行目

「農村民の一部の収奪と放逐とは、労働者とともにその生活手段とその労働材料を産業資本のために遊離させるのみではなく、それはまた国内市場をつくり出す。」

これまで農村社会で行なわれていた一連の作業が分離し、大借地農業者と工場主の仕事となったわけです。こうして農村がそのまま市場となり、それが逆に農村の手工業を破壊します。

392 頁 13 行目

「かくして、以前の自営農民の収奪と彼らの生活手段からの分離とならんで、農村副業の破壊が、 工場手工業と農業との分離過程が、進行する。そして農村家内工業の破壊のみが、一国の国内市 場に、資本主義的生産様式の必要とする広さと強固な存立とを与えうるのである。」

「前の自営農民の収奪と彼らの生活手段からの分離とともに、農村副業は破壊され、工場手工業と農業との分離過程が進行する。そして、農村家内工業の破壊によってのみ、資本主義的生産様式の必要とする広さと強さが、一国の市場に対してあたえられるのである。」

・角川選書「マルクス 資本論」佐々木隆治

「じっさい、小農民を賃労働者に転化させ、彼らの生活手段と労働手段を資本の物的要素に転化させる諸事件は、同時に資本のためにその国内市場をつくりだすのである。以前は、農家は生活手段や原料を生産し加工して、あとからその大部分を自分で消費していた。これらの原料生活手段は今では商品になっている。大借地農業者がそれを売るのであり、彼はマニュファクチュアに自分の市場を見いだすのである。糸やリンネル

粗製毛織物など、その原料をどの農家でも手に入れることができて各農家によって自家消費のために紡がれ織られていた物――このようなものが今ではマニュファクチュア製品にされてしまって、まさにその農村地方そのものがそれらの販売市場になるのである。これまでは自分の計算で労働する多数の小生産者に依存していた多数の分散した買い手が、今では集中されて、産業資本家によってまかなわれる一大市場になる。このようにして、以前の自営農民の収奪や彼らの生産手段からの分離と並んで、農村副業の破壊、マニュファクチュアと農業との分離過程が進行する。そして、ただ農村家内工業の破壊だけが、一国の国内市場に、資本主義的生産様式の必要とする

広さと強固な存立とを与えることができるのである。とはいえ、本来のマニュファクチュア時代 には根本的な変化はなにも現われない。……大工業がはじめて機械によって資本主義的農業の恒 常的な基礎を与え、巨大な数の農村民を徹底的に収奪し、家内的・農村的工業―紡績と織物― の根を引き抜いてそれと農業との分離を完成するのである。したがってまた、大工業がはじめて 産業資本のために国内市場の全体を征服するのである。

*【文庫ぎんが堂「あらすじとイラストでわかる資本論」】

■第三節 一五世紀末以来の被収奪者にたいする血の立法。労働賃金引き下げのための諸法律

- ・土地を奪われ、農村から都市に追われたプロレタリアートたちだが、資本主義生産体制は彼ら を全員受け入れるほど十分に発展していなかった。あぶれた労働者たちは、浮浪者や盗賊など
- ・彼らを取り締まり、強制的に労働させる「血の立法」が成立した。
- ・1530年、働ける浮浪者は、ムチ打ちと拘禁で労働につくことを誓わされた。再度、浮浪罪で捕 まれば、ムチ打ちと耳を切り落とす刑。3回目は死刑に処される。
- ・法律はさらに「進化」した。1572 年、浮浪者はムチ打ちと烙印。再犯の場合、2 年以上雇おう とするものがなければ死刑。3回目は容赦なく死刑。
- ・これらの法律は、18世紀の初期まで有効だった。
- ・ほかにも、労働賃金の上昇を制限する。法律もあった。それは「法外」に高い賃金を支払う側 よりも、受け取る側のほうをより重く罰するものだった。これはこの法律の資本家寄りの性格 をよく表している。
- ・労働組合の結成とストライキは違法。とくにストは、特別刑法のもとに、判事の資格を持つ資 本家自身によって裁かれた。

■第四節 資本家的借地農業者の生成

- ・16世紀末のイギリスには、「資本家借地農業者」という一階級がいた。
- ・しばしば 99 年にもわたる長期の契約で土地を借り、労働者を雇って農業を営んでいたのだが、 インフレにより農産物価格が上昇し、土地代との差額が資本蓄積の元本となった。

■第五節 工業への農業革命の反作用。産業資本のための国内市場の形成

・資本はやがて国内の市場をも整備する。農村は農業のかたわら、家内工業で必要なものを生産 していた。それがいまや資本家の手に生産手段が握られ、多数の労働者を雇う工場で生産され る。手工業生産物は商品として工場で生産され、ほかならぬ農村自身が販売市場となる。そう して国内市場が整備される。

※資本が国家権力を借りて、資本に都合の良い法律を作り上げた。

- ・土地から追い出された農民の大半は、浮浪者や盗賊になってしまった。このころは資本主義も まだ十分に発達していなかったので、すべての労働者を雇うだけの仕事がなかったからだ。
- ・すると働かない人を取り締まる法律ができた。それはまさに暴力そのものであった。
- ・マルクスの挙げた例によると。16世紀初めの法律では、働かない浮浪者には、体から血が出る までムチ打ちをして拘禁する。 ・2回目捕まれば、耳が半分切り落とされる。3回目にもなれば死刑だ。
- ・こうして厳しい罰則を設けることで、強制的に安い賃金でも働くことを国家レベルで誓わせる ものだった。
- ・国は資本家を守るために法律をつくったということを、マルクスはここで示している。
- ・それらの法律も役立ってか、浮浪者を強制的に労働者として駆り立てることはできたが、その 分人件費が多く必要になる。
- ・すると国家は労働者に支払われる賃金の上限を決めた法律をつくった。
- ・しかも上限を超えた賃金を支払ったほうも悪いが、受け取ったほうはもっと重罪を科した。ま さに資本家を守るための法律だ。
- ・それなら労働者はストライキを起こせばいい。しかし国はやはり先手を打っており、ストライ キ禁止の法律もつくっていたのである。